石神井公園マネジメントプラン

石神井公園の管理運営、整備等の取組方針

令和４年３月

東京都建設局

目次

はじめに‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３８－３

Ⅰ　石神井公園の基本的事項‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３８－４
　１　都市計画等
　２　過去の取組等
　３　社会状況等の変化

Ⅱ　石神井公園の開園概要‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３８－６
　１　開園区域の概要
　２　利用状況等

Ⅲ　石神井公園の目標と取組方針
　１　むこう１０年間を見据えた主な目標‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３８－７
　２　取組方針 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３８－９
　（１）ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）
　（２）維持管理の取組方針
　（３）運営管理の取組方針
　（４）安全・安心な公園への取組について
　（５）改修・再整備の取組について
　（６）新規整備の取組方針

Ⅳ　図面・写真‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３８－１７
　現況平面図
　周辺土地利用図（空中写真）
　周辺土地利用図（地図）
　石神井公園の現況写真

＜資料編＞‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３８－２２
　資料１　パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて
　資料２　石神井公園に関する資料

はじめに

「石神井公園マネジメントプラン」は、平成 27 年３月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

Ⅰ　石神井公園の基本的事項

１　都市計画等

（１）都市計画の概要

・名　　称　　東京都市計画公園第７・６・１５号石神井公園
・位　　置　　練馬区石神井町三・五・六丁目、及び石神井台一・二丁目各地内
・面　　積　　41.10ha
・種　　別　　特殊公園・風致
・決定告示　　（当初）昭和 32 年 12 月 21 日　建設省告示第 1689 号
　　（最終）平成 26 年 11 月 28 日　東京都告示第 1574 号

（２）石神井公園の基本的な性格・役割

石神井公園は、かつて武蔵野三大湧水池のひとつであった三宝寺池と、後から整備した石神井池を中心とした池と樹林地の公園である。公園を含む周辺区域は、風致地区に指定されており、三宝寺池の水が流れ込む石神井川が公園近くを流れている。この石神井川からの流れを活かした「水と緑の骨格軸」としての景観を維持し、うるおいある空間を形成していく。

なお、東京都地域防災計画及び練馬区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

２　過去の取組等

（１）過去の取組の成果

「石神井公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去７年間の取組およびその成果と課題は、以下のとおりである。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災公園整備基本計画を策定し、非常用の発電設備を整備した。地域と連携した防災訓練を実施した。

○東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

骨格軸としてふさわしい緑となるよう樹林地等の適切な維持管理を行った。

○多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

生物多様性保全利用計画を策定し、ボランティア団体と連携し、外来種駆除を実施したほか、自然観察会を実施した。水辺観察園においてかいぼりを実施した。

○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

野球場の不陸整備を行った。

（２）石神井公園の方針と取組内容

本公園は、過去７年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

方針：武蔵野三大湧水池の景観と地域の歴史・文化の継承及び公園を拠点とした地域活性化

取組内容：

・協会独自の「生物多様性保全戦略」を踏まえ、長年の外来種防除の取組を拡大し、池の環境改善を進めた。また、井の頭池をはじめとする他の公園等での取組事例を参考に、様々な水質浄化策を講じた。

・区立ふるさと文化館と連携し、歴史愛好家に人気の公園歴史ガイドを更に拡大、広域的な利用を促進した。

・駅前商店街等と連携し、公園と街を巡るウォークラリー等を開催し、地域活性化に寄与した。

３　社会状況等の変化

（１）社会経済情勢

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
・激甚化する気象災害
・東京 2020 大会の開催
・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
・デジタル技術・データの活用の加速
・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

（２）関連する行政計画等

・「未来の東京」戦略（令和３年３月）
・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年９月）
・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年３月）
・緑確保の総合的な方針（改定）（令和２年７月）
・都市計画公園・緑地の整備方針（令和２年７月）
・東京都地域防災計画　震災編（令和元年７月）
・練馬区地域防災計画（令和３年３月）
・練馬区みどりの総合計画（平成 31 年４月）

Ⅱ　石神井公園の開園概要

１　開園区域の概要

（１）開園の概要

名　　称　都立石神井公園（しゃくじいこうえん）
開 園 日　昭和 34 年３月 11 日
開園面積　225,650.03 ㎡（令和 3 年 12 月 1 日現在）
公園種別　風致公園
所 在 地　練馬区石神井台一・二丁目、石神井町五丁目
アクセス　西武池袋線「石神井公園」、西武新宿線「上井草」から西武バス（長久保行き）「三宝寺池」又は（石神井公園駅行き）「石神井公園」、駐車場（有料・24 時間）

（２）主な公園施設

管理事務所、三宝寺池、石神井池、野球場、野外ステージ、ボート場、売店、テニスコート

２　利用状況等

（１）利用概況

静かな雰囲気を求めて三宝寺池の池畔に多くの人が集まり、良好な自然環境から、動植物の観察などに訪れる利用者もいる。陽気がよい休日には、石神井池はボート遊びでにぎわっている。

（２）利用者動向（推計値）

• 年間利用者数の推移

	２年度	元年度	３０年度	２９年度	２８年度
年間総計（人）	2,317,423	2,334,120	2,228,199	2,521,105	2,313,661

• 月別利用者数の推移

２年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月
年間総数（人）2,317,423	302,233	253,967	150,219	95,806	145,817	133,533
	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
	183,098	264,759	206,211	186,685	185,815	209,280

（３）主な活動団体（詳細は資料編参照）

6 団体・約 240 名が、生物観察、保護及び花壇や野草観察園内の維持管理、プレーパークの開催やイベント実施協力などを行っている。

（４）主な催し物開催状況（令和２年度実績は資料編参照）

「自然ふれあいクラフト教室」「アート作品展」などが行われた。

Ⅲ　石神井公園の目標と取組方針

１　むこう１０年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう 10 年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【　】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標１：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト４　防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

さらに、防災照明の増設等による防災機能の強化・充実を図る。

・東京都地域防災計画による指定
　避難場所
　災害時臨時離着陸場候補地（Ｂ地区野球場（石神井池地区野球場））
・練馬区地域防災計画による指定
　避難場所

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標２：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト６　水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標３：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト７　都立公園の生物多様性向上プロジェクト】
【プロジェクト８　自然とのふれあいプロジェクト】

本公園を良好な生物の生息・生育空間として機能させるために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、雑木林等の自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組、雑木林更新等の取組

■目標４：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト９　都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京 2020 大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

■目標５：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト９　都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

■目標６：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト１０　パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通した情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

２　取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

（１）ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能･目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

Ａ：多目的広場ゾーン

・さくら広場とくぬぎ広場などのあるゾーン

散策・休息、子どもたちの遊び利用のほか、高台の眺望を活かした眺望利用に対応していく。また、広場にはサクラなどの四季の変化を感じさせる樹木が多く、適切な管理を通じ、鑑賞や休息の利用に対応していく。

なお、三宝寺池地区北側に位置する園路は生活動線となっており、自転車利用者が多いことから、安全な空間を確保するよう対応していく

Ｂ:遊具広場ゾーン

・複合遊具のあるゾーン

低年齢層の利用もあり、遊具の安全性を確保し、快適な利用に対応していく。

Ｅ:休息・散策ゾーン

・石神井池南側池畔のゾーン

良好な環境の石神井池南側の園地・園路や樹林地は、休憩・散策等の利用に対応していく。

・野外ステージのあるゾーン

野外ステージとその周辺については、多くの人が集まる場所であることをふまえ、安全で快適な利用に対応していく。

Ｇ：スポーツゾーン

・野球場とテニスコートのあるゾーン

三宝寺池地区には野球場（1 面）、石神井池地区には野球場・小野球場（各 1 面）とテニスコート（2 面）があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。

なお、石神井池地区野球場は、東京都地域防災計画で災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

Ｈ：展示・学習ゾーン

・石神井城跡のあるゾーン

三宝寺池地区の中心的な施設のひとつであり、地域の文化と歴史を学ぶ場として、空堀や土塁や、城址に関連して伝説として語られる姫塚・殿塚の石碑群などの保存と継承に対応していく。

I：修景ゾーン

・記念庭園のあるゾーン。
　独自の景観を維持しながら静かな空間として、散策や休息等の利用に対応していく。

・野草観察園やサクラの名木のあるゾーン。
　武蔵野の地で見られる種類をはじめ多様な野草を観察でき場として、ボランティア団体とともに対応していく。また、縦引き手法により移植したサクラの大木がある閉鎖管理区域についても、適切に対応していく。

K：環境共生・保全ゾーン

・三宝寺池のあるゾーン
　国の天然記念物に指定されている沼沢植物群落を保全し、回復に努めるとともに、水源涵養機能を持つ樹林を維持し、三宝寺池の補給水の確保に対応していく。また、引き続き、水辺の豊かな自然とふれあい、自然の大切さを学ぶ場として対応していく。
　なお、現在、三宝寺池は練馬区有地（旧国有地）であり、沼沢植物群落は区有地内になることになるが、東京都が天然記念物の管理団体になっているため、保全・継承に対応していく。

・野鳥誘致林のあるゾーン
　野鳥誘致林の植生を適切に維持し、生物との関わり合いを体験・学習する場として対応していく。また、ナラ枯れによる雑木林の衰退が見られるため、クヌギ・コナラ等の後継樹の苗木育成について、指定管理者・ボランテア団体等と協力して取り組んでいく。

L：水辺・親水ゾーン

・石神井池のあるゾーン
　石神井池は、ボート遊びや池畔からの眺望など、水質等の変化に注意しながら、快適な水辺のレクリエーション利用に対応していく。

M：駐車場ゾーン

・駐車場のあるゾーン。
　案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも配慮する。

N：管理ヤードゾーン

・管理事務所のあるゾーン
　利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。

Q：外縁部ゾーン

・民有地等や公道に接する公園外縁部
　本公園の外縁部で、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対して良好な景観の提供を図っていく。住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボル的な入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図　石神井公園

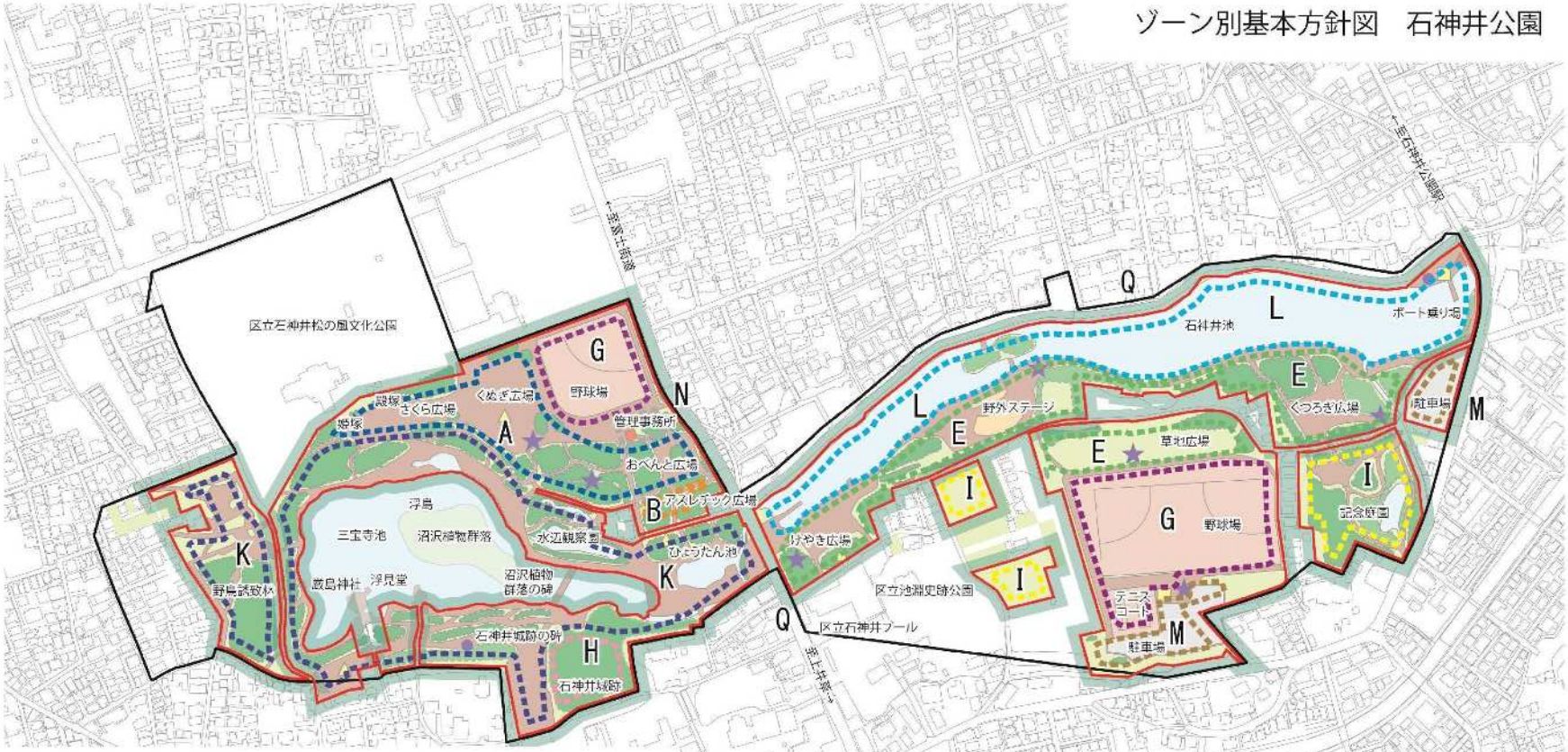

凡　例

記号		名称	記号		名称
	A	多目的広場ゾーン		K	環境共生・保全ゾーン
	B	遊具広場ゾーン		L	水辺・親水ゾーン
	E	休息・散策ゾーン		M	駐車場ゾーン
	G	スポーツゾーン		N	管理ヤードゾーン
	H	展示・学習ゾーン		Q	外縁部ゾーン
	I	修景ゾーン			

この地図は、国土地理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（２）維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

１）維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

２）本公園の維持管理における留意事項

①国指定天然記念物の保護、周辺樹林地の保全と活用

国指定天然記念物である、ミツガシワなどからなる三宝寺池浮島を含む沼沢植物群落については、適切な植生管理や水質維持等を通じ、状態を損ねることのないよう維持管理する。

池の周囲の樹林地等についても、動植物の生育に配慮した維持管理を行い、自然観察等の利用に対応していく。

池の護岸等については、水辺の自然景観との調和に留意し、点検・補修等により安全性を確保していく。

②多様な環境の創出

三宝寺池や石神井池などの水環境、野鳥誘致林や記念庭園の樹林などについては、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用した多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

③園内の池の維持管理

水辺観察園や石神井池において、水質や生物等の継続的な調査を行い、その結果も踏まえた適切な管理に取り組んでいく。

（３）運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

１）運営管理の基本事項

①　基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②　公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③　利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④　管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

２）本公園の運営管理における留意事項

①公園の個性を活かした体験や学び場の提供

自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムなどにより、子供達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができるよう、三宝寺池の自然環境や石神井城址に関する歴史などの資源を活かした取組を行っていく。

②都民協働による公園づくり

沼沢植物群落の保全や水質浄化、花壇や樹林地の維持・保全活動、区立ふるさと文化館等と連携した歴史・文化に関する取組など、多様な分野において都民やＮＰＯ、関連施設等と連携し、都民協働による公園づくりを進めていく。

③スポーツ等による健康づくり

野球場やテニスコートなどの運動施設を活用して、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なイベントを開催することにより、都民の健康づくりの場を提供する。

（４）安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

１）地震災害

・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
・防災関連施設の適切な維持管理

２）気象災害（台風、大雨、積雪等）

・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
・情報連絡体制の構築
・被害軽減のための事前処置の準備
・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

３）感染症など

・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
・基本的感染対策の徹底
・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

４）落枝・倒木

・日常的巡回時の異常把握と応急処置
・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
・計画的な樹木手入れ等の実施
・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

５）施設の損壊等

・日常的巡回時の異常把握と応急処置
・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
・計画的な補修や取り換え等の実施

６）遊具

・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
・専門業者による精密点検の定期的な実施
・事故事例の把握と緊急点検の実施

（５）改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、防災関連施設の計画的な整備を行う。

（６）新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和 2 年 7 月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和 11 年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

１）優先整備区域「事業促進区域」： 13,700 ㎡

練馬区石神井台一・二丁目、石神井町五丁目

２）優先整備区域「新規事業化区域」： 26,700 ㎡

練馬区石神井台二丁目、石神井町五丁目

注）：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）
「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域

Ⅳ 図面・写真

現況平面図　石神井公園

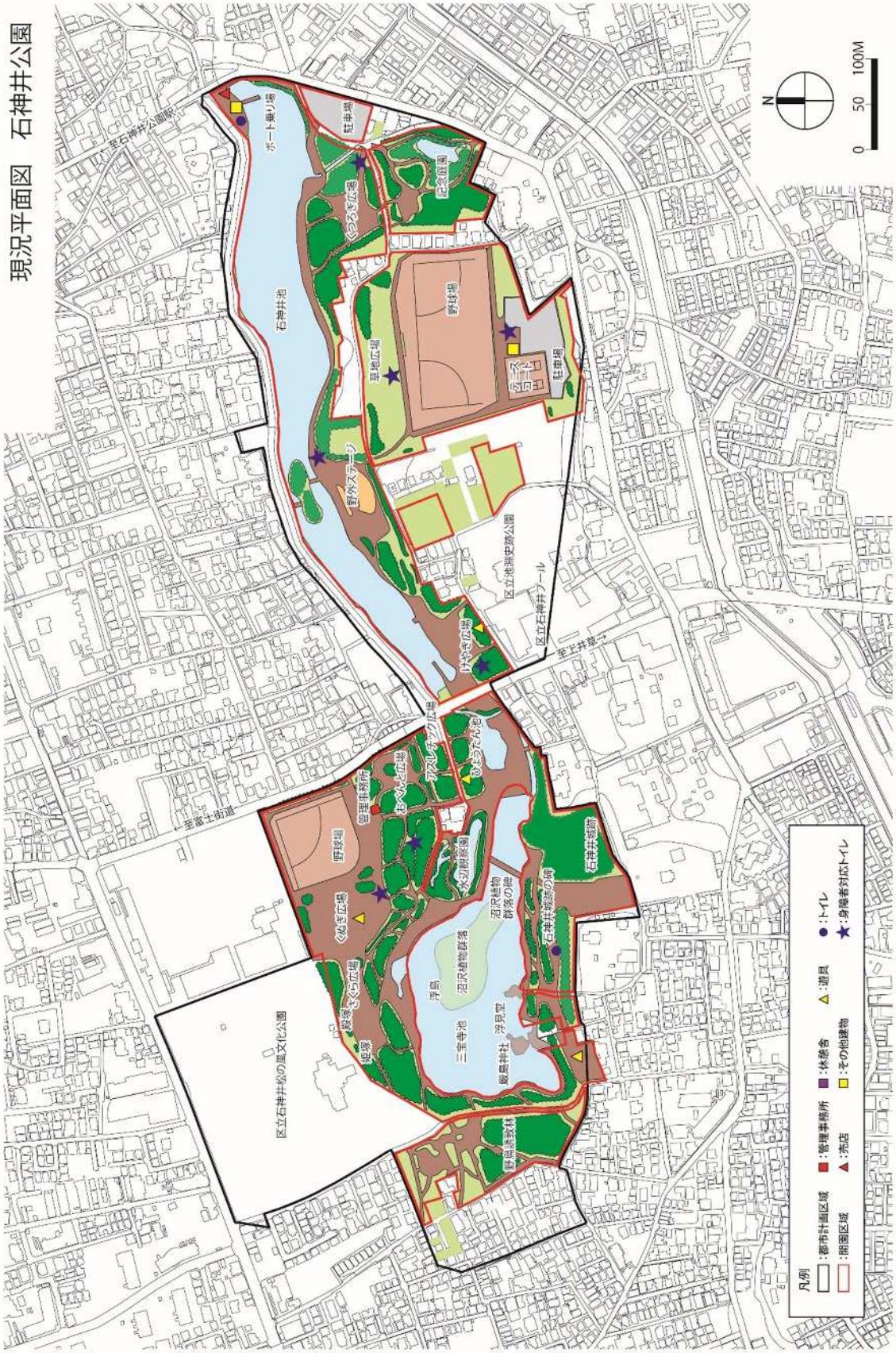

周辺土地利用図（空中写真）

石神井公園

：開園区域

：都市計画決定区域

周辺土地利用図（地図）

石神井公園

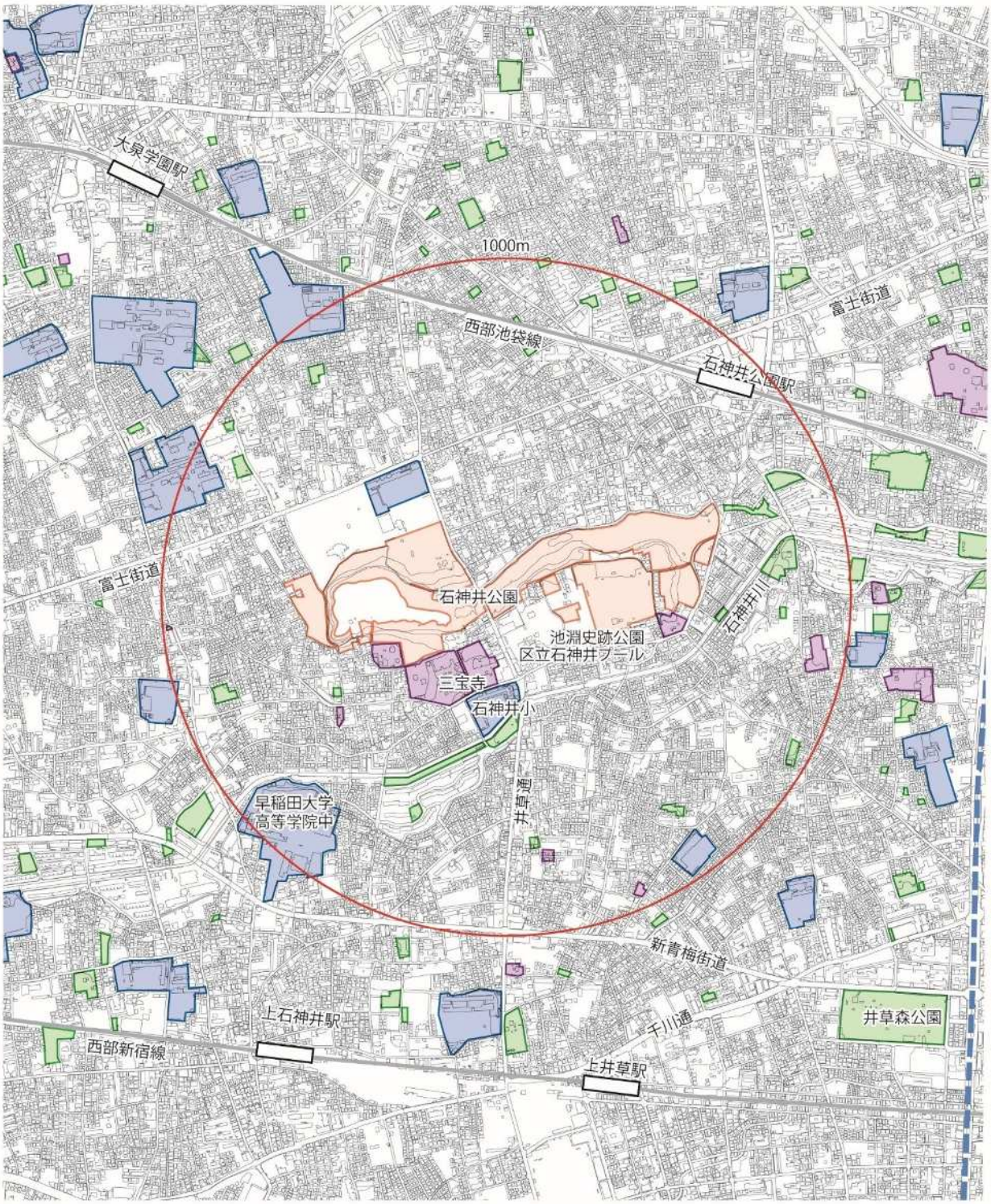

この地図は、国土理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

:公園緑地　:学校

:特徴的な建物（神社仏閣など）

:開園区域

:高速道路

:鉄道

0　500　1000M

N

石神井公園の現況写真　【令和3年7月撮影】

① 三宝寺池

② おべんとう広場

③ 厳島神社と浮見堂

④ 三宝寺池周辺の遊歩道・観察デッキ

⑤ 水辺観察園

⑥ ひょうたん池

⑦ 石神井城・内郭跡の空堀

⑧ くぬぎ広場

石神井公園の現況写真　【令和3年7月撮影】

⑨ 野球場（石神井池側・小野球場）

⑩ 野鳥誘致林

⑪ けやき広場

⑫ 草地広場

⑬ 野球場（石神井池側・大野球場）

⑭ テニスコート

⑮ 石神井池

⑯ ボート乗り場

＜資料編＞

資料１　パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・ＮＰＯ・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成 16 年８月に策定された。
・当初マスタープラン策定後 10 年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成 27 年３月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
・当該目標に対するプロジェクトについて、石神井公園が担うことになるプログラムには◎を、石神井公園が関係するプログラムには〇を付した。
・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係

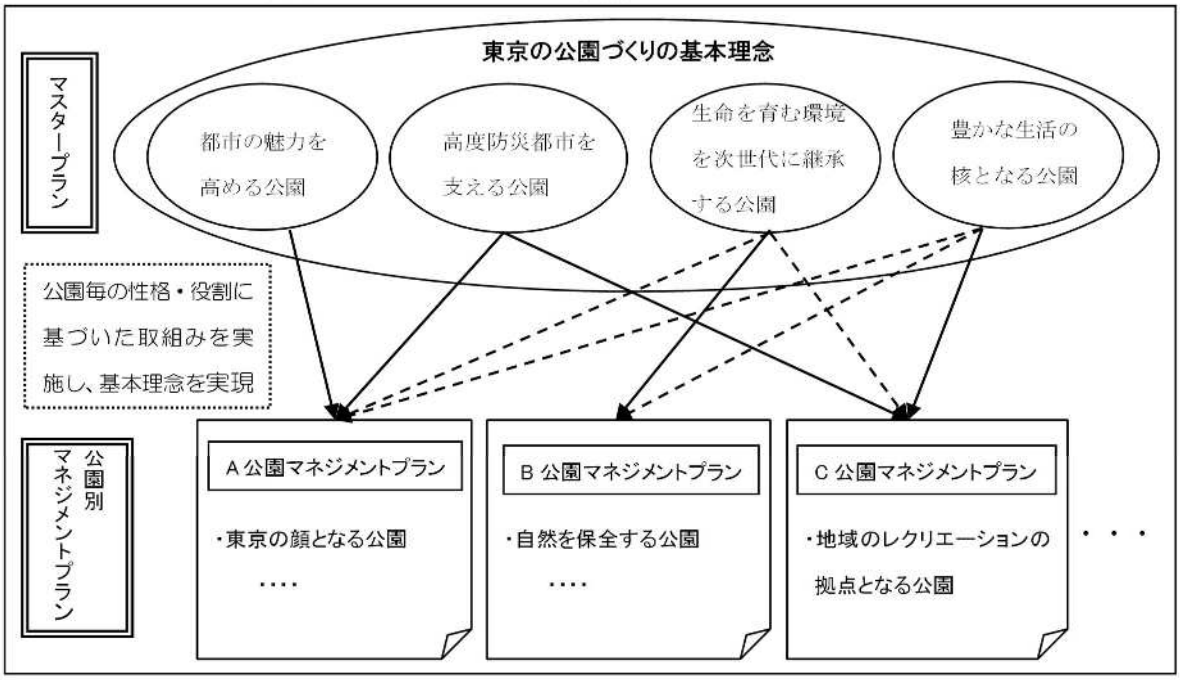

プロジェクト10の公園毎の位置づけ　石神井公園

基本理念	プロジェクト		プログラム	
基本理念1 都市の魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
			公園施設の適切な点検と維持・更新	○
			環境負荷の少ない公園づくり	○
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	◎
			既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎
			多摩の森林の大切さを公園でアピール	○
基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	◎
			公園でのスポーツによる健康づくり	◎
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
			鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○
		(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○

資料２　石神井公園に関する資料

（１）公園の沿革

大正 8 年 10 月 1919 年	石神井城跡,三宝寺池,井の頭池(神田上水水源地)が旧跡として都指定文化財となる
昭和 5 年 10 月 27 日 1930 年	内務省告示第 206 号をもって都市計画法にもとづく風致地区に指定される
昭和 10 年 12 月 24 日 1935 年	三宝寺池沼沢植物群落が天然記念物に指定される
昭和 28 年 3 月 30 日 1953 年	東京特別都市計画緑地の一部として事業決定
昭和 28 年 4 月 13 日 1953 年	都市計画部から 750 坪所管替
昭和 29 年 9 月 30 日 1954 年	都市計画部から 291 坪所管替
昭和 30 年 4 月 1 日 1955 年	南元町公園予定地の一部と交換(相手は西武鉄道)、2,423 坪
昭和 30 年 6 月 25 日 1955 年	都市計画部から 2,872 坪所管替
昭和 31 年 6 月 4 日 1956 年	都市計画部から 778 坪所管替
昭和 32 年 12 月 1957 年	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定
昭和 34 年 3 月 1959 年	現野球場のある台地（A 地区）、石神井池西側（B 地区）の一部 5.4ha を開園
昭和 39 年 11 月 1964 年	B 地区石神井池東側の一部 1.5ha を追加開園
昭和 45 年 6 月 1970 年	0.4ha を追加開園
昭和 46 年 6 月 1971 年	A 地区三宝寺池南側の一部 1.3ha を追加開園
昭和 48 年 6 月 1973 年	三宝寺池西側サンクチュアリ、石神井池水面部分計 5.4ha を追加開園 昭和 14 年以来石神井池において、石神井風致協会の委託により経営していた西武鉄道㈱へボート場を管理許可する
昭和 48 年 7 月 5 日 1973 年	ちびっこつり場を練馬区へ設置許可する。（現在は廃止）
昭和 48 年 1973 年	バードサンクチュアリを開設。(0.9ha)
昭和 53 年 6 月 1978 年	B 地区通称「ピノキオの池」1.2ha を追加開園
昭和 53 年 10 月 1978 年	東京都告示第 1011 号により、都市計画変更
昭和 54 年 6 月 1979 年	A 地区三宝寺池南側の一部 0.2ha を追加開園
昭和 55 年 6 月	0.9ha を追加開園

1980 年
昭和 57 年 6 月　185 ㎡を追加開園
1982 年
昭和 58 年 6 月　0.4ha を追加開園
1983 年
昭和 59 年 6 月　655 ㎡を追加開園
1984 年
昭和 60 年 6 月　277 ㎡を追加開園
1985 年
昭和 63 年　三宝寺池脇の旧釣り堀部分について、当時の三宝寺池の復元を
1988 年　意図し整備を実施（通称「新池」）
平成元年 6 月　通称「新池」を含めた 0.9ha を追加開園
1989 年
平成 3 年 6 月　0.1ha を追加開園
1991 年
平成 4 年 6 月　0.2ha を追加開園
1992 年　石神井池の東端部分で「ふれあい拠点」づくりとして護岸改修や湿地の造成を実施
平成 5 年 6 月　963 ㎡を追加開園
1993 年
平成 7 年 6 月　280 ㎡を追加開園
1995 年
平成 8 年 6 月　0.1ha を追加開園
1996 年
平成 9 年　ボート場を東京都公園協会に管理許可する
1997 年
平成 11 年 10 月　B 地区 1.8ha を追加開園
1999 年
平成 12 年 6 月　961 ㎡を追加開園
2000 年
平成 19 年 6 月　64 ㎡を追加開園
2007 年
平成 22 年 6 月　野球場、テニスコート、更衣棟 2.2ha を追加開園
2010 年
平成 24 年 6 月　0.2ha を追加開園
2012 年
平成 26 年 11 月　東京都告示第 1574 号により、都市計画変更
2014 年

（２）公園の自然・社会環境

１）自然環境

・練馬区は武蔵野台地のやや東寄りに位置し、標高は 30～54m で区の南西部から荒川の北東部に向かい緩やかに下降している。
・公園の標高は 41.5m～49.6m で高低差が 8.1m ほどである。
・三宝寺池周りと石神井池南側は急峻な地形である。

・昭和 40 年代までは三宝寺池西端にある急崖下の水際に所々湧水が見られた。現在でも、台風などで降水量の多い際には、数日間、法尻からの湧水が観察される。
・石神井川の源流は小金井公園であり、川の周辺の急激な宅地化により地下水の低下と湧水の枯渇が進み、石神井川水系の湧水は少ない状況である。
・園内の植生は、コナラークヌギ林、シラカシ林が主体となり、主な構成種は、コナラ、クリ、ケヤキ、シラカシ、エゴノキ、イヌシデ、ガマズミ、ムラサキシキブ、アズマネザサとなっている。
・三宝寺池は中ノ島のハンノキ林と、それを取り巻くヨシなどがあり、スギ、クヌギ、コナラ、シラカシ、アカマツを主体とする、まとまった樹林が広がる。
・石神井池沿いは、シダレヤナギが骨格となり、池南側はアカマツ、クロマツ、スダジイなどが生育している。
・野球場廻りはイチョウとケヤキが並木状となり、管理所側にはサクラがまとまって存在する。
・三宝寺池には、昭和 10 年（1935 年）、国の天然記念物に指定された沼沢植物群落がある。現在は池の富栄養化や水温の上昇が原因となり、指定された当時の種類のなかには絶滅した種もある。
・良好な自然環境を基にカワセミなどの鳥類、市街地の公園ではほとんど見られなくなったヒカゲチョウ、ルリタテハ、アカタテハなどのチョウ類が確認されたことがある。
・三宝寺池は湧水により池を形成していたが、枯渇が著しく、現在は、深井戸による地下水と雨水により維持されている。
・水質は浮遊藻類の富栄養化が進み、表層水の滞留などの自然的要因、給餌行為などの人為的要因などにより、水質は必ずしも良好ではない。

２）社会的環境

・当公園一帯は石神井風致地区に指定されている。また、三宝寺池北側は、森林法の風致保安林として指定を受けている。さらに、公園西側をかすめるように東京外郭環状線が計画決定されている。
・公園及び周辺は第一種低層住宅居住専用地域であり、井草通り沿いや公園東部の第一種中高層住宅居住者専用地域が混在している。また、石神井公園駅周辺は商業地域となっている。
・西武池袋線石神井公園駅に近接し、練馬区役所石神井庁舎や区民館、出張所、相談所の他、公園に隣接して図書館、郷土資料室、学校などの施設が集中している。
・主要な道路は公園を分断する形で南北に井草通りが、北側には富士街道が通っている。また、東側 800m には環状 8 号線が南北に通り、笹目通りにつながっている。
・北側に西武池袋線が、南側に西武新宿線が概ね東西方向に走っている。
・最寄り駅は西武池袋線石神井公園駅であり、徒歩６分程度となる。バス路線は石神井公園駅～荻窪駅行きで“石神井公園”、上井草駅～長久保行きで“三宝寺池”、上井草駅～石神井公園駅行きで“石神井公園”下車となる。
・三宝寺池北側には、練馬区立石神井松の風文化公園がある。
・公園南側には、寺社が多く存在しており、境内には樹林が保全されている。
・三宝寺池南側には、鎌倉時代～室町時代の石神井城跡（都の旧跡に指定）等の遺跡が発掘されている。周辺には、石神井池南側に隣接して、旧石器～中世の遺構等が発見された池淵史跡を含む区立公園がある。

（３）園内のトピックス

①三宝寺池

武蔵野三大湧水池のひとつ。江戸時代には、いかなる日照りにも涸れないといわれ、昭和 30 年代頃までは、真冬でも池面が凍らない「不凍池」として知られていた。しかし、かつての豊富な湧水も、周辺の市街化など環境の変化により、現在では見ることができない。このため、井戸から地下水を汲み上げ、池を満たしている。樹林に覆われた池は、今も変わることなく四季それぞれに美しい姿を見せてくれる。また、池のほとりにめぐらされた木道は自然観察や散策に便利である。

②沼沢植物群落

三宝寺池には、氷河期から存在してきた寒冷地植物のミツガワシをはじめ、カキツバタ、コウホネなどの沢や沼などに生える植物の群落があり、昭和 10 年 12 月に国の天然記念物に指定されている。指定当時は、約 100 種あった植物も、水環境などの変化により様相が変わり、種類、個体数共減ってしまった。現在、大型の水生植物を刈り取り、カキツバタの成育を促すなど、この群落の回復を図っている。また水辺観察園でも、これらの水生植物を見ることができる。

③花と鳥

三宝寺池の北の台地を中心にソメイヨシノが約 170 本、ヤマザクラが約 70 本、コブシが約 140 本あり、それぞれ季節に合わせて見事な花を咲かせる。また、水面に彩を添えるカキツバタやスイレンの花も楽しめる。冬枯れの季節にはオナガガモ、コガモ、マガモ、オシドリなどの水鳥が飛来する。また。カルガモやカイツブリは、一年を通じて観察できる。水鳥のほかに、カワセミ、アオジ、ウグイス、カワラヒワなどの野鳥も観察されている。

④石神井城跡

鎌倉時代の末期には石神井郷を領有した豊島泰経の居城跡（石神井城址）が三宝寺池南側の台地にある。城は中世の平城で、池と川という自然の地形を利用して造られた。泰経は文明９年（1477 年）、太田道灌との合戦に敗れ、このとき城も落ちた。今ではわずかに空堀と土塁の遺構が残り、往時を偲ばせている。なお、文化財保護のため、空堀と土塁部分は閉鎖地区となっている。

⑤殿塚と姫塚

道灌の軍勢に追われた泰経は、家宝の黄金の鞍を載せた白馬にまたがり三宝寺池に身を沈めた。娘、照姫も悲嘆のあまり、その後を追い池に身を投じたという豊島一族の最後を語る伝説の一つが、殿塚・姫塚として残っている。

⑥石神井池

かつては三宝寺池から水路が引かれ、田圃が広がっていたが、昭和８年、この水路をせき止め、池がつくられた。周囲の緑を眺めながらのボート遊び、小さな太公望が集まるちびっこ釣り場など、開放的で賑やかな雰囲気に満ちている。

（４）本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

・文化財保護法
・森林法
・鳥獣保護管理法
・東京都風致地区条例

・東京における自然の保護と回復に関する条例　等

（５）利用状況等データ

１）有料施設の利用状況

（件）

施設名	２年度	元年度	３０年度	２９年度	２８年度
野外ステージ	0	11	12	18	13

・運動施設

年間使用率（%）

施設名			２年度	元年度	３０年度	２９年度	２８年度
Ａ野球	昼間	平	34.8	35.6	32.8	36.4	41.5
		休	97.1	93.5	93.5	94.6	91.0
	夜間	平	66.5	65.2	62.0	73.5	77.4
		休	89.6	74.3	65.0	77.3	80.0
Ｂ野球	昼間	平	39.4	39.0	37.1	45.1	39.2
		休	98.0	92.1	92.9	96.1	95.5
Ｂ野球（小）	昼間	平	31.4	25.7	22.0	27.5	26.2
		休	96.7	91.9	94.2	95.1	94.8
テニス（人工芝）	昼間	平	91.8	78.0	82.6	73.9	75.7
		休	99.8	98.9	98.8	99.2	98.6

注）平：平日、休：土日祝日

２）公園占用の状況

（件）

項目	２年度	元年度	３０年度	２９年度	２８年度
写真撮影	2	5	8	10	4
映画等の撮影	6	8	12	15	30
その他	12	23	33	24	33

３）主な催し物

令和２年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
イベント	1	日本の季節の風物詩	12 月～1 月	－
	2	自然ふれあいクラフト教室	11 月	200
	3	自然観察会	通年	500／
	4	歴史ツアー	12 月	10
自主事業	1	公園と街を巡るスタンプラリー	12 月	延べ 3,434 回
	2	マナーアップキャンペーン	11 月／2 月	20／Twitter 延べ 1,347 回、YouTube 延べ 683 回
都民協働	1	アート作品展	11 月	50

令和元年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
イベント	1	日本の季節の風物詩	6 月～7 月／12 月～1	―

			月	
	2	自然ふれあいクラフト教室	11 月	500
	3	自然観察会	4 月～10 月／12 月～2 月	379
	4	歴史ツアー	5 月／12 月	30
自主事業	1	6 公園スタンプラリー	11 月～12 月	台紙 520 枚、記念品 225 人
	2	マナーアップキャンペーン	11 月	35
	3	公園と街を巡るウォークラリー	11 月	1,545
都民協働	1	プレイパーク	4 月～7 月／9 月～3 月	4,401
	2	屋外ギャラリー作品展	5 月	90

平成 30 年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
イベント	1	日本の季節の風物詩	6 月～7 月／12 月～1 月	2,500／
	2	自然ふれあいクラフト教室	11 月	600
	3	自然観察会	通年	530
	4	歴史ツアー	12 月	15
自主事業	1	6 公園スタンプラリー	11 月～12 月	台紙 959 枚、記念品 293 人
	2	マナーアップキャンペーン	11 月	45
	3	公園と街を巡るウォークラリー	11 月	45
	4	木漏れ日コンサート	10 月	600
	5	フィールドミュージアムガイドの作成	12 月～3 月	－
都民協働	1	プレイパーク	4 月～7 月／9 月～3 月	7,564
	2	屋外ギャラリー作品展	5 月／10 月	310

4）主な活動団体（令和２年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
石神井公園野鳥と自然の会	水辺観察園の維持管理(週 1 回)、自然観察会（月 1 回）、・「石神井公園 自然の見どころ」ポスター作成・掲示（月 1 回）、管理所主催「自然とあそぼう」イベント運営への協力（毎年 11/3）、池水質調査、他	100

ねりま・みどりと花の会	わーくわく花壇の維持管理（週1回）、野草観察園の維持管理（週1回）、管理所主催「自然とあそぼう」イベント運営への協力（毎年11/3）	20
練馬に自然を育む会	野草観察園の維持管理（月3回）	11
石神井・冒険遊びの会	プレイパーク、管理所主催「自然とあそぼう」イベント運営への協力（毎年11/3）、管理所主催の防災訓練などに協力(年1～2回)	40
NPO法人 PLAYTANK（プレイタンク）	おひさまぴよぴよ（幼児向けプレイパーク）	40
石神井絵を描く友の会	野外絵画展への作品提供（年 2回）	30